

# 新規就農者研修施設を 使用しませんか？



## ●施設情報

名称 肝付町新規就農者研修施設（1号棟）  
 中期展張I型（面積1,500㎡）  
 位置 肝付町北方392番地・395番地・391番地の一部

## ●使用期間

令和6年7月～（※予定）  
 ・使用期間は3年以内とし、審査会が認めた場合は延長できる

## ●品目

ピーマン及びさやいんげん  
 ※やむを得ない事情の場合は品目転換できる



## ●使用料

年間使用料 423,000円 ※生産物販売精算終了時に一括年払い

## ●対象者

- ・農業者を育成する団体
- ・新規就農希望者
- ・品目転換農業者 等

## 応募締め切り 10月31日

※施設使用にあたり、審査会があります  
 ※施設を許可目的以外に使用した場合は  
 使用を取消す場合があります

ご興味のある方は、お気軽にお問い合わせください。

肝付町役場 農業振興課 ☎ 0994(65)8417

**肝付町  
農業経営  
安定助成金**

応募締め切り  
**8/31**  
助成額  
**30万円**  
(一人当たり)



肝付町の将来の農業を担っていく新規参入者及び農業後継者の農業経営安定へ向けた支援を行います。

### 助成対象者

- 新規参入者等のうち、以下に定める要件に該当する者で営農意欲が高く、  
 将来地域の農業を担っていく能力があると判断できる者
- (1) 肝付町に住所を有する者
  - (2) 6月末現在で経営を開始してから1年以上3年以下の就農実績がある者
  - (3) 経営開始時に年齢が50歳未満の者
  - (4) 認定就農者、認定新規就農者又は認定農業者である者
  - (5) 直近の営農実績（確定申告書・B表）が提出できる者
  - (6) 経営主である者
  - (7) 町税等の未納のない者
  - (8) その他必要に応じて町長が定める者

### 申請方法等

助成金交付申請書など必要書類の提出が必要となります。詳細については、お問い合わせください。  
 ○審査会で審査を行い、助成金の交付又は不交付を決定することになります。  
 ○助成金を受けた方は、3年間の営農状況の報告が義務付けられます。  
 ○助成金受領後に離農や町税等の滞納があった場合は、助成金の一部返納等が求められます。

### 提出先・ お問い合わせ先

肝付町役場 農業振興課 ☎ 0994(65)8417